

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から4月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

平成24年9月4日

新潟市長 篠田 昭

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 コメリホームセンター河渡店
所在地 新潟市東区浜谷町2丁目4番18号外
設置者 株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 1,728㎡
(変更後) 1,603㎡
 - (2) 駐輪場の位置
(変更前) 1箇所
(変更後) 2箇所 (変更後の位置は届出書に添付された図面のとおり)
 - (3) 荷さばき施設の位置
(変更前) 2箇所
(変更後) 2箇所 (変更後の位置は届出書に添付された図面のとおり)
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置
(変更前) 1箇所
(変更後) 2箇所 (変更後の位置は届出書に添付された図面のとおり)
 - (5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)
 - ・株式会社コメリ 午前10時から午後9時
(変更後)
 - ・株式会社コメリ 午前10時から午後8時
 - ・未定 24時間

(6) 来客が駐車場を利用することが出来る時間帯

(変更前) 駐車場1 午前9時30分から午後9時30分まで

(変更後) 駐車場1 24時間

(7) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 荷さばき施設1 午前10時から午後8時

荷さばき施設2 午前10時から午後8時

(変更後) 荷さばき施設1 午前10時から午後8時

荷さばき施設2 24時間

3 変更する年月日

・上記2の(1)から(4)についての変更

平成25年4月9日(但し、軽微変更と認められた場合はその日以降)

・上記2の(5)から(7)についての変更

平成24年8月9日

4 届出年月日

平成24年8月8日

5 縦覧場所

新潟市経済・国際部商業振興課及び新潟市東区地域課

6 縦覧期間

平成24年9月4日から平成25年1月4日まで

7 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先
商業振興課商業振興係

電 話 025-226-1633

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp